

○金融庁告示第一号
総務省告示第一号

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百八条第一号の規定に基づき、平成十九年金融庁告示第一号（郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件）の一部を次のように改正し、令和八年九月十八日から施行する。

令和八年九月十六日

金融庁長官 伊藤 豊

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一 北海道古宇郡神恵内村、積丹郡積丹町及び余市郡赤井川村の区域 二 青森県東津軽郡今別町、同郡蓬田村、下北郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村及び三戸郡新郷村の区域 〔三〇十一 略〕 十二 山梨県南巨摩郡早川町、南都留郡道志村、同郡鳴沢村、北都留郡小菅村及び同郡丹波山村の区域 〔十三〇二十三 略〕 二十四 沖縄県島尻郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡粟国村、同郡渡名喜村及び八重山郡竹富町の区域	一 北海道古宇郡神恵内村及び余市郡赤井川村の区域 二 青森県東津軽郡今別町、下北郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村及び三戸郡新郷村の区域 〔三〇十一 同上〕 十二 山梨県南巨摩郡早川町、南都留郡道志村、北都留郡小菅村及び同郡丹波山村の区域 〔十三〇二十三 同上〕 二十四 沖縄県島尻郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡粟国村及び八重山郡竹富町の区域
備考 表中の「」の記載は注記である。	